

世田谷区告示第688号

平成22年4月30日世田谷区告示第335号の一部を次のように改正する。

平成24年9月28日

世田谷区長 保坂展人

第2の2(2)業種ごとの条件中「なお、経審」の次に「(雇用保険・健康保険・厚生年金保険のいずれかが未加入である者(ただし、いずれも適用除外である者を除く。))が、平成24年10月17日以降に登録申請する場合には、平成24年7月1日改正後の新基準による経審)」を加える。

第3の2電子証明書の購入及び登録中「同様とする」の次に「。ただし、平成24年10月以降は、下記(4)電子入札コアシステム対応認証局の発行する「ICカード電子証明書」のみ使用可能とする」を加える。

第3の2(3)中「商業登記に」を「フロッピーディスクを利用した商業登記に」に改める。

第8の1(1)行政書士の登録方法中「日本商工会議所又は」を削る。

附 則

- 1 この告示による改正後の第2の規定(平成22年4月30日世田谷区告示第336号第2の規定により適用する場合を含む。)は、平成24年10月17日以後、世田谷区が発注する建設工事等の請負契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格を新たに申請する者及び同年10月16日において当該資格を有し継続申請を行う者に同年10月17日から適用する。
- 2 この告示による改正後の第3の規定(平成22年4月30日世田谷区告示第336号第3の規定により適用する場合を含む。)は、平成24年10月1日以後、世田谷区が発注する建設工事等の請負契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格を新たに申請する者及び同年9月30日において当該資格を有し継続申請を行う者に同年10月1日から適用する。
- 3 この告示による改正後の第8の規定(平成22年4月30日世田谷区告示第336号第8の規定により適用する場合を含む。)は、平成25年2月1日以後、世田谷区が発注する建設工事等の請負契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格を新たに申請する者及び同年1月31日において当該資格を有し継続申請を行う者に同年2月1日から適用する。